

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20  
氏名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団  
理事長 古賀 英敏

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 平成29年（2017年）7月10日  
許可の有効年月日 令和6年（2024年）7月9日



## 1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼却	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及びばいじん並びに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上13種類（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破砕	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
中和	廃酸及び廃アルカリ 以上2種類（水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
管理型	燃え殻（熔融スラグに限る。）、汚泥（無機性汚泥に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、鉱さい、がれき類及び第13号廃棄物 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	焼却施設	破砕施設	中和施設
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲3700番8		
設置年月日	平成20年7月22日	平成20年7月22日	平成20年7月15日
処理能力	汚泥：36.0t/日(24時間) 廃油：6.5t/日(24時間) 廃プラスチック類： 22.5t/日(24時間) その他の産業廃棄物： 19.0t/日(24時間) 混焼能力： 84.0t/日(24時間)	19.2t/日(8時間)	6.0m <sup>3</sup> /日(5時間)
許可年月日	平成19年7月24日 (変更許可)	平成19年7月30日 (変更許可)	
許可番号	佐賀県指令19廃第010007号	佐賀県指令19廃第010009号	

(裏面へ)

施設の種類	管理型最終処分場
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲2623-1, 2623-2, 2624, 2629-1, 2629-2, 2629-3, 2629-5, 2630, 2644, 2647-1, 2647-2, 2647-7, 2649-1, 2650-1, 2650-3, 2650-4, 2650-5, 2650-19, 2650-20, 2650-25, 2650-26, 2650-27, 2650-28, 2650-29, 2650-30, 2650-31, 2650-32, 2650-34, 2650-35, 2653-1, 2653-2, 2659-1, 2659-6, 3674, 3675, 3676, 3677, 3679-1, 3681-1, 3684-2, 3684-3, 3684-7, 3684-10, 3684-13, 3685-1, 3685-2, 3686-1, 3686-2, 3687, 3688, 3689-1, 3690-2, 3690-12, 3690-15, 3696, 3700-1, 3700-2, 3700-3, 3700-4, 3700-5, 3700-7, 3700-8, 3700-9, 3700-10, 3700-11, 3700-12, 3700-18, 3700-19, 3700-20, 3700-21, 3700-23, 3700-30, 3700-32, 3700-33, 3700-34, 3700-35, 3700-36, 3706-3, 3711-7, 3739-1, 3739-3, 3739-5, 3739-6, 3739-7, 3739-26, 3739-28, 3739-30, 3739-57, 3739-58, 3739-59, 3739-60, 3739-61, 3739-62, 3739-63, 3739-64, 3739-65, 3739-66, 3739-68
設置年月日	平成20年8月18日
処理能力	面積: 38,890m <sup>2</sup> 、埋立容量: 413,000m <sup>3</sup>
許可年月日	平成18年10月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令18廃第010009号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 7月10日 更新許可 優良基準適合

平成29年11月 7日 変更届 代表者の変更

平成29年11月 7日 変更届 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る産業廃棄物の種類の記載の変更

令和 元年10月28日 変更届 代表者の変更

令和 3年 5月 6日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無